

Q & A

1 工事費内訳書の記載事項の追加について

Q 1 - 1 新たに記載が必要となる経費は何か？

A 1 - 1 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律及び国土交通省令により、次の経費の記載が必要とされています。

- ①材料費 ②労務費 ③法定福利費（事業主負担分）④安全衛生経費
⑤建設業退職金共済契約に係る掛金

※ ①～⑤の経費を以下「材料費等」という。

Q 1 - 2 材料費等を記載する理由は？

A 1 - 2 建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されました。

この改正により、建設業者に公共工事の入札の際に材料費等を記載した工事費内訳書の提出が義務化されたため、材料費等の記載が必要となりました。

Q 1 - 3 県が指定する様式での提出が必要か？

A 1 - 3 必要事項が記載されていれば、任意の様式で提出いただいても構いません。

Q 1 - 4 いくらで記載すればいいか？算出方法は？

A 1 - 4 国の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）などを参考に、貴社が見積もる金額を記載してください。

Q 1 - 5 材料費等の記載のない入契法 1 2 条に基づく内訳書を入札書提出時に提出した場合、また、入契法 1 2 条に基づく内訳書を提出しない場合、入札が無効となるか？

A 1 - 5 原則として無効の入札として取り扱います。
ただし、令和 9 年 1 0 月 3 1 日までに入札公告・指名通知を行う案件に限り、暫定的に無効としない取り扱いとします。

Q 1 - 6 記載した材料費等の金額によっては、入札無効となるのか？

A 1 - 6 入札を無効とすることはありません。

Q 1 - 7 材料費や労務費を分けられない単価で積算している場合は、どのように計上すればよいのか？

A 1 - 7 市場単価方式や、標準単価方式、その他の物価本掲載の価格など、材料費や労務費を分けられない単価で積算した際の材料費等の計上は必要ありません。
これらの方式で積算された場合、金額欄に「算定不能」、「〇〇円（一部のみ計上）」と記載してください。

Q 1 - 8 該当がない経費はどう記載すればよいのか？

A 1 - 8 該当がない経費は空欄とせず、金額欄に「—」と記載してください。

Q 1 - 9 官積算では、労務費をどのように計算しているのか？労務費の一般的な積算方法について情報公開しないのか？

A 1 - 9 労務費を含め、材料費等に関する計算方法について、国ガイドライン以外に国から示されたものはなく、県独自でも定めていないため、公開する情報がない。